

# 京都府高等学校体育連盟総務部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府高等学校体育連盟規約第5条に基づき、総務部の運営について定める。

(業務)

第2条 総務部は、本連盟の円滑な運営のため、次の業務を担当する。

- (1) 予算案の検討
- (2) 理事会、評議員会等に提出する議案の検討及び作成
- (3) 全国高等学校総合体育大会の派遣業務・京都府高等学校総合体育大会の運営業務
- (4) 本連盟内の緊急を要する事項の審議
- (5) 本規程第6条の業務
- (6) その他、専門部に属さない事項の審議

(役員 の 名称 及び 人数)

第3条 総務部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 委員長 1名
- (4) 副委員長 2名
- (5) 各担当 各1名 (3名)
- (6) 委員 若干名

(役員 の 選出 及び 任務)

第4条 役員 の 選出 と 任務 及び 選出 数 の 内訳 は、次 の と お り と す る。

- (1) 部長は、評議員会の推薦により会長がこれを委嘱する。部長は、総務部を代表し、部務を統括する。
- (2) 副部長は、定時制通信制課程加盟校から評議員会の推薦により会長がこれを委嘱する。副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときには、これを代理する。
- (3) 委員の選出は、次のとおりとする。委員は、本連盟運営を円滑にするための事業を担当する。
  - ア 両丹支部主任理事
  - イ 両丹支部定時制通信制主任理事
  - ウ 全日制課程加盟校から会長が委嘱した者 (ただし、両丹支部加盟校を除く) 若干名
  - エ 定時制通信制課程加盟校から会長が委嘱した者 (ただし、両丹支部加盟校を除く) 若干名
  - オ その他、会長が委嘱した者 若干名
- 2 委員長は、部長が選出し、副委員長は第4条(3)エを充てる。加えて、同項ウから互選する。
- 3 各担当は、第4条(3)ウから互選する。

(役員 の 任期)

第5条 役員 の 任期 は、本連盟規約に準ずる。

(担当)

第6条 総務部に、次の担当を置く。

- (1) 調査研究担当 本連盟の各種調査研究など
- (2) 普及広報担当 一般生徒対象事業の実施及び本連盟諸事業等の広報活動など
- (3) 競技力向上担当 全国高校総体等の派遣に係る事業及び本連盟競技力向上に係る事業の実施など

(会議 の 招集 及び 内容)

第7条 総務部会は、部長が招集し、その議長となり、本連盟運営を円滑にするため、定期的開催する。

- 2 総務部会は、必要に応じて本連盟関係役員の出席を要請することができる。
- 3 各担当部会は、部長が招集し、委員長が議長となる。

附 則

- 1 本規程の改正は、本連盟規約に準ずる。
- 2 この規程は、昭和59年2月28日より施行する。

平成17年5月13日 (一部改正)  
平成21年5月8日 (一部改正)  
平成25年5月9日 (一部改正)